平成２９年（フ）第６２号
山口県下関市富任町６丁目17番15号
債務者　安森　範郎
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
山口県下関市富任町６丁目17番15号
債務者　安森　顕子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
松江市西津田３丁目26番24号　三好アパート１階２号
債務者　井上　　誠
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８５号
青森市浪打２丁目12番９号　コーポビクトリー２号館206号
債務者　三上　伸一
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７９号
青森市大字石江字江渡13番地１　石江ハイツ５号
債務者　舘山えり子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４６号
神奈川県小田原市東町１丁目20番18―109号コンセール東町
債務者　杉山　泰啓
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２４７号
神奈川県小田原市東町１丁目20番18―109号コンセール東町
債務者　杉山まり子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２９０号
神奈川県平塚市上平塚12―10―102、住民票上の住所長野県北佐久郡御代田町大字御代田4101番地16　ラディソンハイツ202号
債務者　柳葉　真宏
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２９６号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本162番地　前田町営住宅Ｂ―203
債務者　根本久美子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２２２号
熊本県上益城郡甲佐町大字岩下79番地、住民票上の住所熊本県上益城郡甲佐町大字岩下10番地１
債務者　伊豆野真美
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８４８号
愛知県瀬戸市山手町１番地の１
債務者　野村　信一
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

免責許可決定

平成２９年（フ）第４０号
埼玉県川越市仙波町２丁目10番地28（小峰アパート201号室）
破産者　堤　　久子
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０６号
埼玉県坂戸市山田町５番27―２号
破産者　竹中真理子
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１２９号
埼玉県所沢市小手指南６丁目14番地の11　ジュネス高峰303
破産者　鈴木　春男
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１３５号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番９―501号　新鶴団地
破産者　森下　直樹
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４０号
埼玉県川越市新宿町６丁目８番地８（第２静和荘202号室）
破産者　淀川すみれ
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４４号
埼玉県坂戸市浅羽野２丁目４番地11　サンリヴェールＣ―101号室
破産者　吉川　博文
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１５８号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南４丁目23番地７　ユースガーデン203号
破産者　吉田喜久子（旧姓小岩）
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部